

第47回金武町まつりテナント実施要項

- 1 日 時 令和8年10月17日(土) 12:00~20:30(消灯)
令和8年10月18日(日) 12:00~20:30(消灯)
- 2 会 場 金武地区公園
- 3 種 類 イ) 飲食店 ロ) ゲーム ハ) オモチャ ニ) その他 に分類する。
※まつり開催の秩序に反する商品の販売は不可とする。
- 4 資 格 町内在住の出店者は、優先とする。
飲食店については、保健所の臨時営業許可証又は自動車営業許可の交付を受けているものとする。
沖縄県出店業事業協同組合に加盟するものの申込みについては、沖縄県出店業事業協同組合にするものとする。
その他町外出店者については、必要な許可を得ているものとする。
※飲食出店者は必ずPL保険等に参加していること。
- 5 テナント規格 テナントに使用するテントやキッチンカーは、2間×4間(3.6m×7.2m)以内とし、テナントの販売方向については当局の指示による。
※注 規格以上のテントやキッチンカー設置は許可しない。
- 6 テナント数 18店舗(予定)
(町内業者を優先し、残りを沖縄県出店業事業組合等に割り当てる。)
※キッチンカーの出店が多い際は、テナント数を増やす可能性がある。

7 テナント料

イ) テナント料は、次のとおりとする。基準以外の業種及びボランティア団体は、協議の上決定する。

種 類	金 額
飲食店、ゲーム、オモチャ、その他	町内業者20,000円 町外業者40,000円

ロ) テナント料は、抽選時に納付しなければならない。

ハ) テナント料は、天災又は何らかの事情により、まつりが行われなかった場合以外はいかなる理由があろうと返還しない。

8 設営・撤去

テント設営は10月16日（金）10時以降から準備を行うものとし、10月17日（土）午前中までに設営を終了させること。

※当日、消防・保健所等の検査実施に伴い、10月17日午前中までに必ず設営すること。

本部での水道施設の設置は行わないので保健所の示す「営業の許可基準」を遵守すること。汚水や油、残飯等は各自で処理すること。これに違反したものは即時に営業停止しなければならない。又、テナント料は返還しない。

10月17日（土）は午後10時までに片付けをすますこと。10月18日（日）の店舗撤去は、深夜0時までに撤去する。

9 供託金 まつり終了後の清掃供託金として出店区画抽選時に5,000円を徴収する。

但し、10月19日（月）9時～11時の清掃に参加しなかった者には供託金を返還しない。

10 募集方法 募集は、町HP・SNS等を利用して行う。

11 申込方法

イ）出店申込は、金武町役場商工観光課に申し込むものとする。

提出書類：①第47回金武町まつりテナント出店申込書（様式第1号）

②同意書（様式第2号）

③営業許可証の写し

④代表者もしくは事業所の令和8年度納税証明書（町内事業者のみ）

⑤PL保険等の証書の写し

ロ）申込期間は、令和8年9月11日（金）から9月30日（水）までの土・日・祝日を除く金武町役場の業務時間内とする。

12 出店区画の抽選及び講習会

令和8年10月8日（木）に金武町立中央公民館で行う。

・食品衛生講習会 14時～

・露店等の開設（火器類取扱について）14時40分～

・出店区画の抽選 15時10分～

※金武町立中央公民館 1階 視聴覚室

飲食店出店者は13時55分集合、その他の方は14時40分集合（時間厳守）

13 テナント出店許可証の交付

まつり実行委員会会長は、抽選の結果、テナント出店業者を決定したときは、第47回金武町まつりテナント出店許可証（様式第3号）を交付する。

14 設 備

電気設備は、まつり実行委員会で設置する。(個人の発電機等の持ち込みは、禁止する。これに違反したものは即時に営業停止しなければならない。又、テナント料は返還しない。)
その他、テナントに必要なテント等必要な機材については、出店者で準備する。

15 出店許可条件

出店業者は、次の条件を遵守しなければならない。条件を守らないものは、出店資格を失うものとする。

- (1) 出店許可証を常に所持しなければならない。
- (2) 抽選により決定した場所を無断で変更してはならない。
- (3) 出店業者は、まつり会場の美化を保つために会場内の清掃をしなければならない。
- (4) 会場内で品物を持ち歩いて売ってはならない。
- (5) 指定された区画以外では、出店販売をしてはならない。
- (6) 名義貸しをしてはならない。
- (7) 14時30分～21時の時間は、車輛の会場内への乗り入れはできない。
- (8) まつり終了後、すみやかに後片付けをするものとする。
- (9) 駐車場についてはテニスコート下を利用すること。(予定)
- (10) 飲食店の業者は、店舗設営後に行われる消防・保健所の検査に合格しなければならない。
- (11) 飲食、酒類販売等の臨時許可証等の保健所への申請及び保険等への加入は各自で行うものとする。
- (12) 指定されたテナントの区画以外に客用の椅子・テーブル等を設置しないこと。
- (13) テナントゴミは分別を徹底しゴミステーションで許可証を提示して処分すること。廃油等については各自持ち帰ること。分別方法、時間等の詳細は区画抽選会時に示すものとする。

16 出店場所（区画）の決定方法

- (1) 出店場所（区画）の決定は、臨時営業許可、自動車営業許可に分け指定された区画の中からくじで決定する。
- (2) くじは、出店申込順に番号くじを引き、区画を決定する。

17 免 責

万一盗難及び食中毒等不測の事態が生じた場合や不慮の事故等についても実行委員会は一切の責任を負わない。

※不慮の事故等に対応できるイベント保険等に参加を推奨する。

18 その他

花火打ち上げの時間中は、すべて消灯する。(まつり実施本部で電源を切る。)

※テント内での簡易な明かり（ランタン等）の使用は可能とする。

出店様式第1号

第47回金武町まつり

出店申込書

店（社）名 _____

（店名は保健所の営業許可証の「営業所の名称」と一致させること）

代表者名 _____ 印 _____

所在地 _____

取扱品目 _____

連絡先

出店の種類 飲食店 ゲーム おもちゃ その他 _____

TEL _____

携 帯 _____

令和8年 月 日

金武町まつり実行委員会

会 長 金城 司 殿

受付番号	第 号
受付年月日	令和8年 月 日
金武町まつり実行委員会	

同意書

私は、令和8年10月17日（土）、18日（日）における第47回金武町まつりテナント実施要項を熟知し、信義にしたがって誠実にこれを遵守することを約束します。

また、まつりの遂行並びに実施要項の許可条件等を遵守せずにご迷惑をおかけした場合は、即時に営業停止することを誓います。

令和8年 月 日

金武町まつり実行委員会

会 長 金城 司 殿

出店（社）名 _____

代 表 者 名 _____ 印

所 在 地 _____